

工事費負担金の分割払いが認められる場合の考え方について

2018年12月14日
電力広域的運営推進機関

[計画部 系統アクセス室]



【経緯】国の審議会で示された、工事費負担金の分割払いに関する方針及びアクションプランについて

2

- 工事費負担金の分割払いについては、国の審議会（再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会）において議論され、2018年5月の同審議会の「中間整理」において、分割払いが認められる場合の基準を明確にするべく、ルール化に向けて具体的な検討を進めるとのアクションプランが示されている。

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 中間整理 2018/5抜粋

2-②. 再生可能エネルギーの大量導入を支える次世代電力ネットワークの構築

Ⅲ. 系統制約の克服

4. 系統アクセス業務等の改善

(1) 工事費負担金の分割払い

現行ルール（経済産業大臣の認可を必要とする広域機関の送配電等業務指針）では、工事費負担金については、契約後に一括して支払うのが原則となっており、この例外として「工事が長期にわたる場合」には、分割払いを含む支払条件の変更について「協議を求めること」が可能となっている。18

他方で、東北地方北部の募集プロセスの例のように、工事期間が10年以上となることが確実な場合などにおいても、工事費負担金の一括支払いを求めることは事業者の負担が大きく、また、支払条件の変更に係る一般送配電事業者との協議についても、どのような場合に分割払いが可能となるのかが必ずしも明らかにはなっていない。

このため、分割払いが認められる基準を明確にするべく（例えば、工事の設計を切り分けることが可能な場合など）、広域機関及び一般送配電事業者において送配電等業務指針の内容を明確にするための検討を進めるべきである。この際、分割払いで工事を進める際に、信用リスクに対する備えが十分になされていないと、当該工事完了前に事業者都合による支払が不能となった場合には、工事をする一般送配電事業者がその分を負担せざるを得ない可能性もあることに留意が必要である。

【アクションプラン】

- 分割払いが認められる場合の基準を明確にするべく、ルール化に向けて具体的な検討を進める。 【→広域機関、一般送配電事業者（2018年度早期に）】

- 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第2回2018年1月24日)
資料2_系統制約の緩和に向けた対応
3. 系統アクセス業務等の改善 (2) 工事長期化に関する課題への対応(抜粋)

38

工事の長期化に伴う分割払いニーズへの対応

- 現行ルール(経済産業大臣の認可を必要とする広域機関の送配電等業務指針)では、**工事費負担金については、契約後に一括して支払うのが原則**で、この例外として「工事が長期にわたる場合」には、分割払いを含む**支払条件の変更について「協議を求めること」が可能**となっている。
- 他方で、東北部募集プロセスの例のように、工事期間が10年以上となることが確実な場合などにおいては、工事費負担金を原則である一括で支払うことは事業者の負担が大きく、また、支払い条件の変更の一般送配電事業者との協議においても、どのような場合には分割払いが可能となるのかが必ずしも明らかにはなっていない。
- このため、**どのような場合に分割払いが可能となるのか**(例えば、工事の設計を切り分けることが可能な場合など)、広域機関及び一般送配電事業者において送配電等業務指針の内容を**明確にするための検討を進めてはどうか**(※)。

※ なお、分割払いで工事を進める際に、当該工事完了前に事業者都合による支払が不能となった場合には、工事をする一般送配電事業者がその分を負担せざるを得ない可能性もあることに留意が必要。

○送配電等業務指針第103条第2項
工事費負担金は、原則として、一般送配電事業者が連系等に必要な工事に着手するまでに、一括して支払うものとする。但し、系統連系希望者は、連系等に必要な工事が長期にわたる場合には、一般送配電事業者に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる。



送配電等業務指針の記載について

(工事費負担金契約の締結等)

- 第103条 系統連系希望者は、連系承諾後、速やかに、工事費負担金の額、工事費負担金の支払条件その他連系等に必要な工事に関する必要事項を定めた契約(以下「工事費負担金契約」という。)を締結しなければならない。
- 2 工事費負担金は、原則として、一般送配電事業者が連系等に必要な工事に着手するまでに、一括して支払うものとする。但し、系統連系希望者は、連系等に必要な工事が**長期にわたる場合には、一般送配電事業者に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる。**
- 3 一般送配電事業者は、前項但書の協議の結果を踏まえ、合理的な範囲内で**支払条件の変更に応じるものとする。**

工事費負担金の分割払いが認められる場合の考え方 5

- 工事費負担金の支払いは、設計・資材の発注や具体的な工事の実施など債務が発生しているものについて工事費負担金の支払いが滞った場合に、共同負担の事業者や当該系統への連系希望者にも事業の遅れなどの不利益を生じる場合がある。
- このため連系等に必要なが長期にわたる場合^{※1}の工事費負担金の分割については、一般送配電事業者において、工事設計・発注などの工程毎の切り分けを検討^{※2}の上、工事工程単位で分割払い（必要費用分をその都度の前払い）とする。
- また、募集プロセスなど複数事業者共同負担の場合には、金融機関の債務保証等により、他事業者に影響がないことを担保することで、前述の工事工程単位での分割払いを可能とする。なお、分割が困難な場合には一般送配電事業者はその理由を示すこととする。

※1複数年にわたって主要設備（送電、変電等）の資材の発注が伴う場合等

※2 切り分けによって工事費等が増加しない範囲で検討

[工事費負担金分割イメージ](事例①)

6

■ 【分割事例①】 調査測量等と本体工事での分割

工事種別	1年目	2年目	3年目
手続き	工事費負担金契約締結 工事費負担金入金① ▽	工事費負担金入金② ▽	
送電工事 (例)	設計等発注 ▽ 調査測量・設計、用地交渉	資材等発注 ▽ 用地取得・本体工事	運開 ▽

工事費負担金入金①: 調査測量・設計、用地交渉

工事費負担金入金②: 用地取得、本体工事

※なお、事例については分割イメージを記載したものであり、実際の支払条件等については、協議により決定することになります。

■ 【分割事例②】 調査測量等と本体工事(工事種別)での分割

工事種別	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
手続き	工事費負担金契約締結 工事費負担金入金① ▽	工事費負担金入金② ▽		工事費負担金入金③ ▽	
送電工事 (例)	設計等発注 ▽ 調査測量・設計、用地交渉		資材等発注 ▽	用地取得、本体工事	
変電工事 (例)		設計等発注 ▽	電気設計	資材等発注 ▽	本体工事 運開 ▽

工事費負担金入金①: 送電工事(調査測量・設計、用地交渉)
 工事費負担金入金②: 送電工事(本体工事、用地取得)、変電工事(電気設計)
 工事費負担金入金③: 変電工事(本体工事)

※なお、事例については分割イメージを記載したものであり、実際の支払条件等については、協議により決定することになります。

■ 【分割事例③】 調査測量等と本体工事(工事種別)での分割

工事種別	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
手続き	工事費負担金 契約締結 工事費負担金 入金① ▽	工事費負担金 入金② ▽			工事費負担金 入金③ ▽		工事費負担金 入金④ ▽			
送電工事 (例)	設計等発注 ▽ 調査測量・設計 用地交渉		資材等発注 ▽	用地取得*、本体工事			資材等発注 ▽	用地取得*、本体工事		運開 ▽
変電工事 (例)			設計等発注 ▽	電気設計		資材等発注 ▽	本体工事			運開 ▽

工事費負担金入金①: 送電工事(調査測量・設計、用地交渉)
 工事費負担金入金②: 送電工事(本体工事、用地取得)、変電工事(電気設計)
 工事費負担金入金③: 変電工事(本体工事)
 工事費負担金入金④: 送電工事(本体工事、用地取得)

※なお、事例については分割イメージを記載したものであり、実際の支払条件等については、協議により決定することになります。